

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合

310-0853

水戸市平須町1-93

tel 029-305-3075 Fax 029-305-3317

e-mail iba-kou@mito.ne.jp

## 長時間労働を続ける「いい先生」ではなく、「幸福な教員」になろう

### ストレスの原因は長時間労働による睡眠不足

働くもののいのちと健康を守る茨城センター主催のメンタルヘルスの学習会で「日本人の睡眠時間はこの50年間で1時間短くなった。日本では長時間労働が一般化して、深夜営業や土日営業も当たり前になっている。睡眠不足がストレスとなって、メンタルヘルス不調の労働者が増加している」という話があった。

教職員の場合、安倍政権の「残業代ゼロ法案」の先取りとも言える手当なしの長時間労働が常態化している。

### 長時間労働が及ぼす影響大

当然のことながら、教職員の長時間労働は睡眠不足にとどまらない。家族が一家団欒の中で夕食を取ることも難しい中で、家族関係や家庭生活の危機

も引き起こす。他人の子どもの教育をしながら、自分の子どもとの当たり前の生活ができなくなっている。

また、趣味や余暇の時間が削られ、社会情勢や最新の文化情報などに触れる機会も失う。新聞を読んだり、ニュース番組を見たり、映画や時事問題の映像などを見る機会がなくなると、日々おこなっている授業にもおもしろみが欠けてくる。

### 勤務時間実態把握調査について

昨年10月に茨城県で「勤務時間実態調査」が実施された。調査用紙に「この調査は超過勤務の縮減を目的にしたものです」などの文言がなかったり、校長の説明が不十分だった学校も多く、調査の目的が分からずに「面倒だ」と考えた教員も少なくなかった。

しかし、勤務時間の適正な把握は200

6年の文部科学省通知「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」で、すでに管理職の仕事として取り組むことが求められていたものである。

定期的な記録をすることで、自分の超過勤務の実態を把握して自ら改善に取り組むことや管理職が過度な超過勤務をしている教員と面談をすることができる。各職場で仕事が特定の教員のところに集中していたり、不要と思われても話し合いがないため前年踏襲のままになっている仕事内容なども組織的に検討する必要がある。そのためにも勤務時間の把握は欠かすことができない。

### 「教職員の適正な勤務のあり方について」(山梨県教育委員会通知)

山梨県教育委員会は平成25年9月9日

に、以下のような通知を出している。

#### (1) 放課後の勤務について

＊恒常的に帰宅時間が遅い教職員に対しては、当該教員の健康上の問題だけでなく、学校の保安上の観点から厳しく指導し、定められた退校時刻の徹底を図る。(当然午後5時)

＊「教職員の勤務について」(平成25年5月31日付通知)で示した教職員の退校時刻午後8時、管理職の許可がある場合は退校時刻午後9時を年間を通して徹底する。(遅くなっても)

#### (2) 会議、学校行事について

＊職員~~の~~の振替取得を促進するために、定期試験期間中は、原則として会議・研修会等を設定しない。

＊学校行事等の一層の精選を図るとともに、不要な会議は実施しない。

＊校務分掌は一人一役を原則とし行事等のスクラップ&ビルドに心がけ、効率的な組織運営を行う。

＊学校行事を週休日に行う場合は、子育て中の教員の勤務に配慮する。

無制限な長時間労働を改善していくためには、茨城県でも県教育委員会の指示・指導が必要になっている。組合では、県教委との時短協議の席上で山梨県教委の通知文を配付し、検討を要

求した。

### 厚生労働省の「時間外労働の限度に関する基準」

労働基準法では労働時間は一日8時間・週40時間でなければならない、それを超えて働かせる場合は労使で「36協定」を結ばなければならないとされている。厚生労働省は「労働基準法36条は、時間外労働・休日労働を無制限に認める趣旨ではなく、時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめられるべきもの」として、時間外労働の限度に関する基準を「1ヶ月45時間」と決めている。

月の労働日数が22日であるとすれば、毎日2時間夕方7時を超える時間外労働は認めないということである。山梨県教委の指示は厚生労働省の基準よりも緩やかになっている。

さて、最初に書いたように長時間労働は健康管理の側面、円満な家庭人としての側面、社会情勢に精通した文化的な社会人としての側面からも見直されなければならない。「生徒のため」を理由に「いい先生」になるのではなく、法を遵守した「幸福な教員」になることが求められているのではないだろうか。



## 各職場で学校や職場の施設設備改善のとりくみを

茨城県高等学校教職員組合は、今年も8月末に教育条件整備のための県教委交渉に取り組みます。これは、新年度の予算の策定が始まる9月前に交渉を行って、新年度予算の策定に学校・職場や教職員の要求を反映させることを目的にしています。要求実現のためには、交渉前の各分会でのとりくみの強化が重要です。以下の交渉までのとりくみの流れをまとめましたので、参考にしてください。

### (1)4月～5月 実態の把握と要求集約

\*学校や職場の施設などの問題点を職場アンケートや聞き取り、分会での話し合いでまとめます。長年教職員から話があっても改善されないことは要求の一番にしましょう。

### (2)5月～6月中旬 要求書の作成

\*職場の要求を踏まえて、改善点を文書にまとめます。できれば、分会ニュースにして職場に流し、要求書に対する追加要求や修正案などを集約するとより職場の要求に合致した要求書になります。

### (3)6月下旬～7月初旬 管理職との懇談

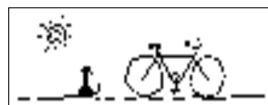
\*要求書ができたら、校長や事務長と要求書をもとに懇談に取り組む必要があります。7月下旬から8月初旬に管理職と県教委財務担当者との話し合いがあるので、分会が作った要求書をもとにした管理職と分会との合意づくりが欠かせません。教育条件は、管理職、組合両方からの統一した要求が前進のカギです。

### (4)7月下旬～8月初旬 管理職と県教委との話し合い

\*管理職は順位を付けた職場の要望書をまとめて県教委に提出して、話し合いが行われます。特別支援学校ではスクールバスの増車などもこの時期に話し合いがなされています。

### (5)8月下旬 茨高教組と県教委との教育条件整備交渉

\*県教育委員会に要求書を7月に入ったら提出する関係で、各職場の要求書の組合提出期限を6月25日(木)とします。



## 皆さんの声に 応えてできました 医療共済終身タイプ

終身通算限度日数はありません！  
入院日数毎年120日保障

2015年8月1日スタート

全教共済は営利目的の保健ではなく、教職員の①生活を守る、②いのちと健康を守る、③身分を守ることを目的に運用されている全日本教職員組合(全教)の共済制度です。

制度の策定や運用に関しては、全日

本教職員組合の加盟組織が定期的に集まって議論をしながら、制度や運用の改善を検討しています。

「医療共済終身タイプ」も教職員組合からの要望に基づいてできた共済制度で、2015年8月1日からスタートします。

### 主な給付内容(1口あたり)

入院 1日1000円    がん入院 1日2000円  
手術見舞金最高5万円    先進医療技術料通算2000万円  
(加入できるのは本人及び配偶者で、加入口数は10口限度)

### 保健期間

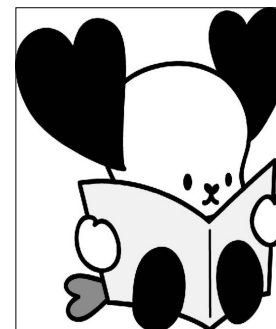
66才から終身保障  
(40才から教職員と配偶者の加入可)

### 掛け金

掛け金は全て一括払い  
(先進医療特約の掛金含む)

年齢により金額は違います

例 66歳加入→1口25万円



## 知っていますか 互助会の眼鏡等補助再開

教職員互助会の一般事業として本年度から眼鏡等補助が再開されました。

互助会会員の教職員が眼鏡等を購入した時に、3年に1回5000円の補助が出ます。申請手続きは、各学校の事務室です。

### 特別支援学校の15年度新採配置数一覧

学校名	人数
つくば特別支援	8
鹿島特別支援	8
水戸特別支援	7
水戸飯富特別支援	7
結城特別支援	6
伊奈特別支援	6
美浦特別支援	5
水戸聾学校	4
友部特別支援	4
北茨城特別支援	4
土浦特別支援	4
下妻特別支援	4
境特別支援	4
協和特別支援	3
盲学校	2
友部東特別支援	2
勝田特別支援	2
霞ヶ浦聾学校	1
大子特別支援	1

\*人数は養護教諭、栄養教諭、実習教員も含む